

各位

2025年11月21日

会社名 太平洋工業株式会社

代表者名 代表取締役社長 小川 哲史 (コード番号 7250 東証プライム・名証プレミア)

理事 経理部長 渡辺 智 問合せ先

(TEL 0584-93-0117)

(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の 一部変更について

当社が 2025 年7月 25 日に公表いたしました「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」 (2025 年 7 月 28 日付で公表いたしました「(訂正)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」 の一部訂正について」による訂正並びに2025年9月8日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実 施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」、2025年9月24日付で公表いたしました 「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」、2025 年 10 月 8 日 付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更につい て」、2025 年 10 月 23 日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知 らせ | の一部変更について | 及び 2025 年 11 月 7 日付で公表いたしました「(変更)「MBOの実施及 び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」による変更を含み、以下「当初意見表明プレ スリリース」といいます。)について、その内容の一部に変更すべき事項が生じましたので、下記のと おりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株式会社CORE(以下「公開買付者」といいます。)が実施中の本公開買付け(当初意見表明プレ スリリースにおいて定義された意味を有します。以下同じです。) について、公開買付者は、当社が新 たに株式会社プルータス・コンサルティングから 2025 年 11 月 20 日付で当社株式の価値算定結果に 関する株式価値算定書を取得したことに伴い、本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書を提 出するとともに、それに伴って本公開買付けにおける買付け等の期間を2025年12月8日まで延長し、 合計90営業日とすることとしたとのことです。

これに伴い、当初意見表明プレスリリースについて、その内容の一部に変更すべき事項が生じまし たので、以下のとおり変更いたします。

2. 変更箇所

変更箇所につきましては下線を付しております。

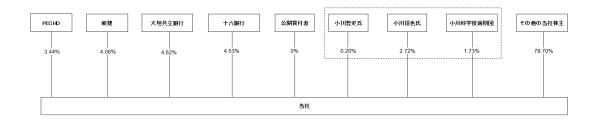
- 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由
 - (2) 意見の根拠及び理由 ①本公開買付けの概要

(変更前)

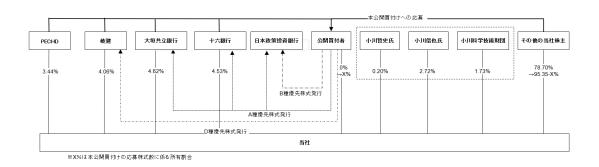
<前略>

以下は、本取引の概要を図示したものです。

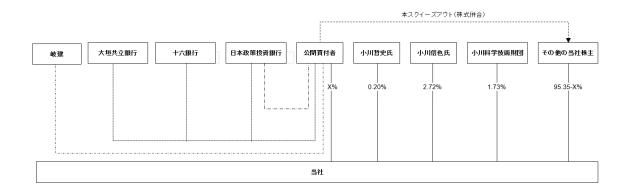
I. 現状(本日現在)



II. 本公開買付けの決済(2025年12月<u>1</u>日)



III. 本スクイーズアウト手続の実施 (2026 年<u>1</u>月<u>下旬</u>~2026 年 3 月<u>中旬</u>頃 (予定))



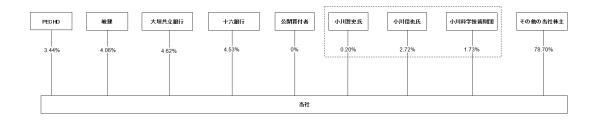
<後略>

(変更後)

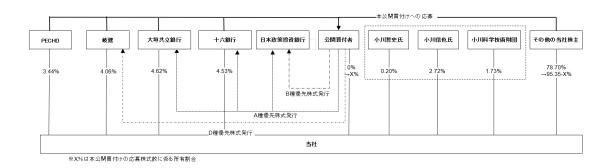
<前略>

以下は、本取引の概要を図示したものです。

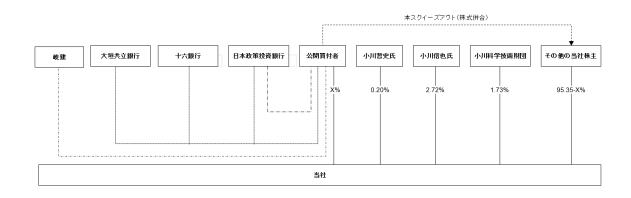
I. 現状(本日現在)



II. 本公開買付けの決済(2025年12月<u>15</u>日)



III. 本スクイーズアウト手続の実施(2026年2月<u>上旬</u>~2026年3月<u>下旬</u>頃(予定))



<後略>

②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程 (変更前)

<前略>

これに伴い、公開買付者は、2025年10月23日、公開買付届出書の訂正届出書(以下「2025

年 10 月 23 日付訂正届出書」といいます。)を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を 2025 年 10 月 23 日付訂正届出書の提出日である 2025 年 10 月 23 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる同年 11 月 7 日まで延長し、合計 70 営業日とすることを決定したとのことです。

さらにその後、公開買付者は、引き続き本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025 年10月23日以降、当社の株主であるPECホールディングス株式会社(以下「PECホールディングス」といいます。)(所有株式数:1,987,000株、所有割合:3.44%)に対して本公開買付けへの応募に関する意向を確認し、同年11月7日、PECホールディングスとの間で、その保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を口頭で合意(以下「本応募合意(PECホールディングス)」といいます。)したことから、2025年11月7日、公開買付届出書の訂正届出書(以下「2025年11月7日付訂正届出書」といいます。)を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を2025年11月7日付訂正届出書の提出日である2025年11月7日より起算して10営業日を経過した日にあたる同年11月21日まで延長し、合計80営業日とすることとしたとのことです。本応募合意(PECホールディングス)の詳細につきましては、下記「4.本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

<後略>

(変更後)

<前略>

これに伴い、公開買付者は、2025 年 10 月 23 日、公開買付届出書の訂正届出書 (以下「2025 年 10 月 23 日付訂正届出書」といいます。)を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を 2025 年 10 月 23 日付訂正届出書の提出日である 2025 年 10 月 23 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる同年 11 月 7 日まで延長し、合計 70 営業日とすることを決定したとのことです。

さらにその後、公開買付者は、引き続き本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025 年10月23日以降、当社の株主であるPECホールディングス株式会社(以下「PECホールディングス」といいます。)(所有株式数:1,987,000株、所有割合:3.44%)に対して本公開買付けへの応募に関する意向を確認し、同年11月7日、PECホールディングスとの間で、その保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を口頭で合意(以下「本応募合意(PECホールディングス)」といいます。)したことから、2025年11月7日、公開買付届出書の訂正届出書(以下「2025年11月7日付訂正届出書」といいます。)を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を2025年11月7日付訂正届出書の提出目である2025年11月7日より起算して10営業日を経過した日にあたる同年11月21日まで延長し、合計80営業日とすることとしたとのことです。本応募合意(PECホールディングス)の詳細につきましては、下記「4.本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

当社が下記「(3) 算定に関する事項」の「①当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、プルータス(下記「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に定義します。)から 2025 年 11 月 20 日付で当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書を取得したことに伴い、公開買付者は、2025 年 11 月 21 日、公開買付届出書の訂正届出書(以下「2025 年 11 月 21 日付訂正届出書」といいます。)の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を 2025 年 11 月 21 日付訂正届出書の提出日である 2025 年 11 月 21 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる同年 12 月8日まで延長し、合計 90 営業日とすることとしたとのことです。

<後略>

④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(iii) 判断内容

(変更前)

<前略>

また、当社は、公開買付者による本応募合意(岐建)についても慎重に協議・検討を行い、本応募合意(岐建)は当社の中長期的な企業価値の向上という本取引の目的に影響を及ぼすものではないことに加えて、本買付価格変更と同様に、本応募合意(岐建)によって本公開買付けの成立可能性を高めることは、当社の企業価値の向上に資すると認められる本取引の実現可能性を高めるとともに、一般株主に適切な売却機会を与える観点で望ましいと考えられると判断いたしました。

そこで、当社は、2025年10月23日開催の当社取締役会において、本買付価格変更及び本応募合意(岐建)を踏まえても、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。

上記 2025 年 7 月 25 日開催及び 2025 年 10 月 23 日開催の当社取締役会における決議の詳細は下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」をご参照ください。

(変更後)

<前略>

また、当社は、公開買付者による本応募合意(岐建)についても慎重に協議・検討を行い、本応募合意(岐建)は当社の中長期的な企業価値の向上という本取引の目的に影響を及ぼすものではないことに加えて、本買付価格変更と同様に、本応募合意(岐建)によって本公開買付けの成立可能性を高めることは、当社の企業価値の向上に資すると認められる本取引の実現可能性を高めるとともに、一般株主に適切な売却機会を与える観点で望ましいと考えられると判断いたしました。

そこで、当社は、2025年10月23日開催の当社取締役会において、本買付価格変更及び本 応募合意(岐建)を踏まえても、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の 株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨及び本新株予約権者の皆様に対し ては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の皆様のご判断に委ね る旨の意見を維持することを決議いたしました。

上記 2025 年 7 月 25 日開催及び 2025 年 10 月 23 日開催の当社取締役会における決議の詳細は下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」をご参照ください。

なお、本買付価格変更後の当社株式に係る市場株価が本買付価格変更後の本公開買付価格を上回って推移していること、及びエフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー (Effissimo Capital Management Pte. Ltd.)を含む当社の複数の株主から改めて当社株式の価値算定を行うことに関するご意見があったことを踏まえ、当社は、本買付価格変更後の本公開買付価格の妥当性を確認し、当社の株主の皆様により一層の情報を提供するべく、2025年11月上旬に公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス」といいます。)を選任し、プルータスより 2025年11月20日付で当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書(以下「本追加株式価値算定書(プルータス)」といいます。)を取得いたしました。概要については、下記「(3)算定に関する事項」の「①当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

(3) 算定に関する事項

①当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価 値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係 (変更前)

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うに当たり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、公開買付関連当事者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルに対し、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2025 年 7 月 24 日付で本株式価値算定書を取得いたしました。

山田コンサルは、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。本取引に係る山田コンサルに対する報酬の相当な部分は、本取引の公表及び本スクイーズアウト手続の完了を条件に支払われる取引報酬とされており、当社は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案の上、上記の報酬体系により山田コンサルを当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任いたしました。また、本特別委員会は、2024年11月6日開催の第1回特別委員会において、山田コンサルの独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認しております。

(変更後)

ア 山田コンサル

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うに当たり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、公開買付関連当事者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルに対し、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2025年7月24日付で本株式価値算定書を取得いたしました。

山田コンサルは、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。本取引に係る山田コンサルに対する報酬の相当な部分は、本取引の公表及び本スクイーズアウト手続の完了を条件に支払われる取引報酬とされており、当社は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案の上、上記の報酬体系により山田コンサルを当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任いたしました。また、本特別委員会は、2024年11月6日開催の第1回特別委員会において、山田コンサルの独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認しております。

イ プルータス

当社は、上記「(2)意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関であるプルータスに対し、当社株式の価値算定を依頼し、2025年11月20日付で本追加株式価値算定書(プルータス)を取得いたしました。

プルータスは、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。本特別委員会は、2025年11月15日開催の第16回特別委員会において、プルータスの独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、当社の第三者算定機関として承認しております。なお、本取引に係るプルータスに対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

(ii) 算定の概要

(変更前)

山田コンサルは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社の市場価値との比較において株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、当社の将来の事業活動の状況を算定に反映するためDCF法を用いて、当社株式の1株当たりの株式価値算定を行っております。なお、下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付付の公正性を担保するための措置」に記載のとおり、公開買付者及び当社において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施していることから、当社は、山田コンサルから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

<中略>

山田コンサルは、当社株式の株式価値の算定に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて当社の財務予測に関する情報については、当社による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。ただし、山田コンサルは、算定の基礎とした本事業計画について、複数回、当社と質疑応答を行い、その作成経緯及び当社の現状を把握した上で、それらに不合理な点がないかという観点から、当社の事業計画の合理性を確認しております。また、山田コンサルの算定は、2025年7月24日までの上記情報を反映したものであります。なお、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、本新株予約権については、本新株予約権買付価格が1円と決定されていることから、当社は第三者算定機関から算定書及び本新株予約権買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

(変更後)

ア 山田コンサル

山田コンサルは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社の市場価値との比較において株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、当社の将来の事業活動の状況を算定に反映するためDCF法を用いて、当社株式の1株当たりの株式価値算定を行っております。なお、下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付価格の公正性を担保するための措置」に記載のとおり、公開買付者及び当社において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施していることから、当社は、山田コンサルから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は

取得しておりません。

<中略>

山田コンサルは、当社株式の株式価値の算定に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて当社の財務予測に関する情報については、当社による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。ただし、山田コンサルは、算定の基礎とした本事業計画について、複数回、当社と質疑応答を行い、その作成経緯及び当社の現状を把握した上で、それらに不合理な点がないかという観点から、当社の事業計画の合理性を確認しております。また、山田コンサルの算定は、2025年7月24日までの上記情報を反映したものであります。なお、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、本新株予約権については、本新株予約権買付価格が1円と決定されていることから、当社は第三者算定機関から算定書及び本新株予約権買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

イ プルータス

プルータスは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社の市場価値との比較において株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、当社の将来の事業活動の状況を算定に反映するためDCF法を用いて、当社株式の1株当たりの株式価値算定を行っております。

プルータスが上記各手法に基づき算定した当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法: 1,317 円から 1,461 円類似会社比較法: 1,119 円から 1,264 円DCF法: 1,773 円から 2,453 円

市場株価法では、当社が 2025 年 7 月 25 日に「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」を公表したことに伴い、2025 年 7 月 25 日以降、当社の株価が趨勢的に上昇に転じていることを踏まえ、2025 年 7 月 24 日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日終値 1,461 円、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 1,367 円、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 1,341 円を基に、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 1,317 円から 1,461 円までと算定しております。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む類似上場企業として、東プレ株式会社、株式会社ジーテクト、プレス工業株式会社及びダイキョーニシカワ株式会社を選定した上で、事業価値に対するEBITDAマルチプルの倍率を用いて、当社株式の1株当たりの価値の範囲を1,119円から1,264円と算定しております。

DCF法では、当社が現時点で合理的に予測可能な期間まで作成した 2026 年3月期から

2030 年3月期までの事業計画における収益予測及び投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2026年3月期第3四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、事業リスクを考慮した適切な割引率で割引価値に割り引いて当社の株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,773円から2,453円と算定しております。なお、割引率は加重平均資本コスト(WACC: Weighted Average Cost of Capital)とし、8.5%~9.8%を採用しており、継続価値の算定に当たっては永久成長率法とマルチプル法を採用し、永久成長率法では理論上想定される長期的な環境変化を勘案して、成長率を0.0%として、継続価値を141,098百万円~162,970百万円と算定しております。マルチプル法ではEBITDAの倍率を採用し、事業価値に対するEBITDAの倍率は業界各社の水準等を踏まえ3.1~3.4倍として、継続価値を121,354百万円~131,047百万円として算定しております。

プルータスがDCF法の算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。なお、プルータスがDCF法に用いた本事業計画には、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には2026年3月期において、技術開発センターの建設や工場の更新投資及び生産能力増強のための多額の設備投資を予定していることから、2026年3月期の設備投資額は対前年度比較で10,200百万円の増加を見込んでおり、翌2027年3月期の設備投資額は対前年度比較で11,011百万円の減少を見込んでおります。更に、翌2028年3月期の設備投資額は対前年度比較で3,888百万円の減少を見込んでおります。以上のことから、2026年3月期のフリー・キャッシュ・フローは対前年度比較で大幅な減少を、翌2027年3月期のフリー・キャッシュ・フローは対前年度比較で大幅な増加を、翌2028年3月期のフリー・キャッシュ・フローは対前年度比較で大幅な増加を、翌2028年3月期のフリー・キャッシュ・フローも対前年度比較で大幅な増加を見込んでおります。

なお、本事業計画は、当社の将来の成長を考慮した上で本取引の取引条件の妥当性を検討することを目的として、2023 年4月に公表した当社の中期経営計画の基礎資料に準拠した上で、米ドルに対する円高や国内外での自動車生産台数の計画の見直し等といった足元の事業環境を踏まえて作成したものであり、公開買付者又は小川信也氏若しくは小川哲史氏はその作成過程に一切関与しておりません。

また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点に おいて収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味 しておりません。

(単位:百万円)

	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
	3月期	3月期	3月期	3月期	3月期
	(6ヶ月)				
売上高	<u>96, 879</u>	<u>202, 200</u>	<u>210, 000</u>	<u>216, 000</u>	<u>233, 000</u>
営業利益	4, 268	13, 885	<u>15, 166</u>	<u>16, 681</u>	<u>18, 967</u>
<u>EBITDA</u>	<u>16, 039</u>	31, 997	<u>34, 972</u>	<u>36, 609</u>	<u>38, 771</u>
フリー・キャッ	▲ 9, 708	<u>4, 058</u>	9, 599	<u>12, 051</u>	<u>12, 413</u>
シュ・フロー					

プルータスは、当社株式の株式価値の算定に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に 公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ 完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行って おりません。また、当社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。) に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて当社の財務予測に関する情報については、公開買付者を除く当社の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。ただし、プルータスは、算定の基礎とした本事業計画について、複数回、当社と質 疑応答を行い、公開買付者を除く当社の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に 基づき合理的に作成されたこと及び当社の現状を把握した上で、それらに不合理な点がないかという観点から、本事業計画の合理性を確認しております。また、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しております。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項) (変更前)

公開買付者は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が当社株式及び本新株予約権の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社株式及び本新株予約権の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)の取得を目的とした本スクイーズアウト手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、会社法第 180 条に基づき本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを当社に要請する予定であり、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えている一方で、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案すると、公開買付期間中に行った基準日設定公告に係る基準日を取り消した上で再度基準日設定公告を行わざ

るを得ない可能性も否定できず、当社の株主の皆様の混乱を招かないようにする観点からは、当社に対する基準日設定公告を行うことの要請を公開買付期間中ではなく本公開買付けの成立後に行うことが望ましいと判断したため、本公開買付けの決済の開始日後、それと近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、当社に対して、基準日設定公告を行うことを要請する予定であり、本臨時株主総会の開催日は、2026年1月下旬~2026年2月中旬頃を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。

<後略>

(変更後)

公開買付者は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が当社株式及び本新株予約権の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社株式及び本新株予約権の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)の取得を目的とした本スクイーズアウト手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、会社法第 180 条に基づき本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを当社に要請する予定であり、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えている一方で、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案すると、公開買付期間中に行った基準日設定公告に係る基準日を取り消した上で再度基準日設定公告を行わざるを得ない可能性も否定できず、当社の株主の皆様の混乱を招かないようにする観点からは、当社に対する基準日設定公告を行うことの要請を公開買付期間中ではなく本公開買付けの成立後に行うことが望ましいと判断したため、本公開買付けの決済の開始日後、それと近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、当社に対して、基準日設定公告を行うことを要請する予定であり、本臨時株主総会の開催日は、2026 年2月上旬~2026 年2月下旬頃を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。

<後略>

- (6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開 買付けの公正性を担保するための措置
 - ①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得
 - (iii) 判断内容

(変更前)

<前略>

当社は、本公開買付け開始以降も、本特別委員会に対して、当社の株価の推移及び公開

買付者と当社の大株主との間の協議の状況等について情報共有を行い、本特別委員会との間で継続的に協議を行いました。その後、公開買付者により本買付価格変更に係る提案がなされる可能性が生じたことを受け、本特別委員会に対して、本買付価格変更を前提としても、上記答申内容に変更がないかにつき意見を求めたところ、本特別委員会は、2025年10月22日に本特別委員会を開催した上で検討を行い、同日付で、当社取締役会に対して、本買付価格変更を前提としても上記答申内容に変更はない旨の追加の答申書(以下「本追加答申書」といいます。)を提出しました。答申の理由を含む本追加答申書の詳細については、別添1をご参照ください。

(変更後)

<前略>

当社は、本公開買付け開始以降も、本特別委員会に対して、当社の株価の推移及び公開 買付者と当社の大株主との間の協議の状況等について情報共有を行い、本特別委員会との 間で継続的に協議を行いました。その後、公開買付者により本買付価格変更に係る提案が なされる可能性が生じたことを受け、本特別委員会に対して、本買付価格変更を前提とし ても、上記答申内容に変更がないかにつき意見を求めたところ、本特別委員会は、2025年 10月22日に本特別委員会を開催した上で検討を行い、同日付で、当社取締役会に対して、 本買付価格変更を前提としても上記答申内容に変更はない旨の追加の答申書(以下「本追 加答申書」といいます。)を提出しました。答申の理由を含む本追加答申書の詳細について は、別添1をご参照ください。

なお、当社は、本追加答申書提出以降も本特別委員会に対して、当社の株価の推移及び 公開買付者と当社の大株主との間の協議の状況等について情報共有を行い、本特別委員会 との間で継続的に協議を行いました。その後、当社がプルータスを第三者算定機関として 選任し、本追加株式価値算定書(プルータス)を取得することとなったため、本特別委員 会を開催した上で、本特別委員会は、プルータスの独立性及び専門性の確認を行った上で、 当社に提出された本追加株式価値算定書(プルータス)及びその前提となる事業計画に不 合理な点がないことを確認しております。

②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得 (変更前)

上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うに当たり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、公開買付関連当事者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルに対して、当社株式価値の算定を依頼し、2025 年 7 月 24 日付で、本株式価値算定書を取得いたしました。本株式価値算定書の概要については、上記「(3)算定に関する事項」をご参照ください。

山田コンサルは、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。本取引に係る山田コンサルに対する報酬の相当な部分は、本取引の公表及び本スクイーズアウト手続の完了を条件に支払われる取引報酬とされており、当社は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案の上、上記の報酬体系により山田コンサルを当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者

算定機関として選任いたしました。また、本特別委員会は、第1回特別委員会において、 山田コンサルの独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認しております。

(変更後)

ア 山田コンサル

上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うに当たり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、公開買付関連当事者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルに対して、当社株式価値の算定を依頼し、2025 年 7 月 24 日付で、本株式価値算定書を取得いたしました。本株式価値算定書の概要については、上記「(3)算定に関する事項」をご参照ください。

山田コンサルは、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。本取引に係る山田コンサルに対する報酬の相当な部分は、本取引の公表及び本スクイーズアウト手続の完了を条件に支払われる取引報酬とされており、当社は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案の上、上記の報酬体系により山田コンサルを当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任いたしました。また、本特別委員会は、第1回特別委員会において、山田コンサルの独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認しております。

イ プルータス

上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思 決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、公開買付関連当事者から独立した第三者 算定機関であるプルータスに対して、当社株式価値の算定を依頼し、2025年11月20日付 で、本追加株式価値算定書(プルータス)を取得いたしました。本追加株式価値算定書(プ ルータス)の概要については、上記「(3) 算定に関する事項」の「①当社における独立し たファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」を ご参照ください。

プルータスは、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。本特別委員会は、2025年11月15日開催の第16回特別委員会において、プルータスの独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、当社の第三者算定機関として承認しております。なお、本取引に係るプルータスに対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

⑥本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(変更前)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、80 営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

また、公開買付者及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

なお、上記「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、いわゆる積極的なマーケット・チェック(本取引の公表前における入札手続等を含みます。)については、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するために実施された各種措置の内容、その他本取引における具体的な状況に鑑みて、これを実施しなくとも特段、本取引の公正性が阻害されることはない旨を判断したとのことです。

(変更後

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、90営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

また、公開買付者及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

なお、上記「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、いわゆる積極的なマーケット・チェック(本取引の公表前における入札手続等を含みます。)については、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するために実施された各種措置の内容、その他本取引における具体的な状況に鑑みて、これを実施しなくとも特段、本取引の公正性が阻害されることはない旨を判断したとのことです。

以上